

西海市鳥崎釣船係留施設
指定管理者業務仕様書

西海市産業振興部水産課

令和8年8月

目 次

	ページ
1 趣旨	1
2 係留施設の基本理念	1
3 施設の概要	1
4 指定期間	1
5 法令等の遵守	1～2
6 業務内容	2
7 協議	2
8 業務を実施するに当たっての注意事項	3

西海市鳥崎釣船係留施設指定管理者業務仕様書

西海市鳥崎釣船係留施設（以下「係留施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、係留施設の指定管理者の公募に当たり、係留施設の管理の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 係留施設の基本理念

- (1) 西海市における漁船及び遊漁船の係留施設利用の適正化を図るという、係留施設の設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 利用者に対するサービス向上をめざすこと。
- (5) 効率的運営を行い、管理運営費の削減に努めること。

3. 施設の概要

名 称 鳥崎釣船栈橋
位 置 西海市西海町七釜郷 2861 番 2 地先
浮栈橋 1 基 134.4 m²
連絡橋 1 基 W=1.2m、L=14.0m

4. 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

5. 法令等の遵守

係留施設の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令・規則等を遵守しなければならない。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- (1) 地方自治法
- (2) 西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関する条例
- (3) 西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (4) 個人情報保護に関する法律
- (5) 西海市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例
- (6) その他の関係法令

6. 業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

- ① 施設の利用に関すること。
- ② 施設設置条例に規定する利用料金の徴収、収納に関すること。

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ① 適正な運営のため施設の日常的な清掃、点検等の維持管理業務を行うこと。

(3) 施設の目的を達成するために必要な業務

- ① 係留施設利用の適正化を図ること。
- ② その他目的に合致する事業

(4) その他の業務

① 日報、利用状況報告書の作成業務

日報、利用状況報告書（月毎）を作成し、利用状況報告書については、翌月 10 日までに市へ報告すること。

② 事業計画書及び収支予算書の作成業務

次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する日までに提出すること。

③ 事業報告書の作成業務

下記の内容の事業報告書を作成し、次年度の 4 月末までに市に提出すること。

ア) 管理の実施状況報告書

イ) 利用状況報告書

ウ) 利用に係る料金の収支状況報告書

エ) 管理に係る経費の収支状況報告書

オ) その他市長が必要と認める報告書

④ 施設点検等の報告をすること。

⑤ 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

⑥ 個人情報保護に関すること。

ア) 施設の適正な管理運営のため、別紙 1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

イ) 個人情報保護の体制を整え、職員に周知・徹底を図ること。

⑦ 利用者の意見等を施設の運営に取り入れる方法を考え、実施すること。

7. 協議

指定管理者はこの仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は西海市と協議し決定する。

8. 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は西海市と協議を行うこと。
- (3) 各種規程等がない場合は、西海市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (4) その他、仕様書に記載のない事項については、西海市と協議すること。

別紙1

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、施設の管理業務を処理するための個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適性に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、施設の管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。指定期間が満了し、または指定が取消されたことにより、指定管理者でなくなった場合においても同様とする。

(利用者への通知)

第3 指定管理者は、その利用する者に対し、施設の管理業務に従事する期間又は従事しないこととなった以後の期間（退職後も含む。）においても、施設の管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 指定管理者は、施設の管理業務に関わる個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 指定管理者は、施設の管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 指定管理者は、西海市の指示又は承諾があるときを除き、施設の管理業務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理するため以外に使用し、または第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 指定管理者は、西海市の指示又は承諾があるときを除き、施設の管理業務を処理するために西海市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 指定管理者は、施設の管理業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、西海市の承諾があるときを除き、第三者に取扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 指定管理者は、施設の管理業務を処理するために西海市から貸与され、または指定管理者が収集し、若しくは、作成した個人情報が記録された資料等を、指定期間の満了後直ちに西海市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、西海市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 指定管理者は、この特記事項に違反する事態が生じ、または生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに西海市に報告し、西海市の指示に従うものとする。指定期間が満了し、又は指定が取消されたことにより、指定管理者でなくなった場合においても同様とする。